

答申第 223 号

平成 17 年 2 月 7 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 3 月 13 日付けで諮問された国民体育大会派遣旅費調査委員会副委員長あてに送付された文書等不存在の件（諮問第 180 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、次に掲げる文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

- (1) 国民体育大会派遣旅費調査委員会副委員長(当時神奈川県教育庁総務室長)に対して当時の特定の協会事務局長が平成9年7月12日付けで提出した標題「国民体育大会選手団派遣等に関わる疑問点について」とした文書
- (2) 国民体育大会派遣旅費調査委員会委員であった当時神奈川県教育庁総務室主幹が、競技団体役員から、平成9年5月30日付けで受領した文書
- (3) 国民体育大会派遣旅費調査委員会委員であった当時神奈川県教育庁経理課長代理が、競技団体役員から、平成9年5月30日付けで受領した文書
- (4) 国民体育大会派遣旅費調査委員会委員であった当時神奈川県教育庁経理課主幹が、競技団体役員から、平成9年5月30日付けで受領した文書

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成13年2月14日付けで、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、次に掲げる文書(以下「本件行政文書」という。)について、行政文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)をした。

ア 国民体育大会派遣旅費調査委員会(以下「調査委員会」という。)副委員長(当時神奈川県教育庁総務室長)(以下「本件副委員長」という。)に対して当時の特定の協会事務局長(以下「本件事務局長」という。)が平成9年7月12日付けで提出した標題「国民体育大会選手団派遣等に関わる疑問点について」とした文書(以下「本件副委員長文書」という。)

イ 調査委員会委員であった当時神奈川県教育庁総務室主幹、同経理課長代理及び同経理課主幹が、競技団体役員から、平成9年5月30日付けで受領した文書(以下「本件委員文書」と総称する。)

- (2) これに対し、教育委員会は、平成13年2月26日付けで、本件行政文書を管理していないとして、公開を拒む決定(以下「本件処分」という。)をした。

- (3) 不服申立人は、平成 13 年 3 月 6 日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第 4 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるといふ趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 教育委員会が本件行政文書を管理していないとして公開を拒んだ処分及びその理由は誤りであり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

本件行政文書は国体派遣旅費残金の違法使用の証拠文書であるので、実施機関としては文書不存在としたい文書であることは分かるが、条例上提出すべきである。

- (2) 本件行政文書の差出人である本件事務局長が国体旅費についての疑問点について話しているのを私は聞いており、また、国体旅費については不正が行われていたことは明らかになっているのであるから、本件行政文書を公開すべきである。

4 実施機関（教育庁管理部総務室）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

- (1) 本件副委員長文書について

本件副委員長が私的に本件事務局長から文書を受領した記憶はあるが、本件公開請求の対象文書として記載された内容の文書かどうか不明である。また、本件副委員長が所有する私文書であることから、本件副委員長文書を教育委員会では管理しておらず、行政文書に該当しないため、行政文書公開拒否決定を行った。

また、本件公開請求の請求書に記載されている特定の日には調査委員会が会議等を開催するなどの事実もなく、文書整理簿にも本件副委員長文書を収受した記録はない。特定の協会においては、文書の管理規程は整備されていなかったため、当該協会からどのような文書が発信されたかは確認できない。本件公開請求の時点において本件事務局長は退職しており、本件事務局長から話を聞くことはできなかった。

(2) 本件委員文書について

行政文書の公開請求書に記載の調査委員会委員 3 名のいずれもが、本件公開請求の対象文書を受領したことはないということであり、本件委員文書を教育委員会では管理しておらず、存在しないため、行政文書公開拒否決定を行った。

また、調査委員会の調査において調査委員会各委員が当該調査の対象者である競技団体役員に対して文書を提出させたことはないし、行政文書の公開請求書に記載されている特定の日に調査委員会が会議等を開催するなどの事実もなく、文書整理簿にも本件委員文書を収受した記録はない。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 本件副委員長文書について

(ア) 本件副委員長文書について、本件副委員長が私的に本件事務局長から文書を受領した記憶はあるが、本件公開請求の対象文書として記載された内容の文書かどうか不明であり、また、本件副委員長が所有する私文書であることから、教育委員会では管理しておらず、行政文書に該当しないため、公開拒否した旨、実施機関は説明している。

不服申立人は、本件事務局長が国体旅費についての疑問点について話しているのを聞いており、また、国体旅費については不正が行われていたことは明らかになっているのであるから公開すべきである等主張している。

(イ) 調査委員会は、国民体育大会の派遣旅費について不適切な会計処理が指摘されたことから、その執行の実態を調査し、及びその執行手続、執行方法等の改善策を検討するため、平成 9 年 4 月 21 日に教育委員会内に設置されたものであり、調査委員会が同日から同年 7 月 22 日ま

での過去5年間に遡り夏季・秋季・冬季のすべての大会について調査を行ったところ、不適切な執行額が判明したことが認められる。

(ウ) 特定の協会は国民体育大会派遣において、派遣旅費を県から一括して交付を受け、本部役員、監督及び選手に支給する事務を行っていたものであり、調査委員会の調査期間中に、本件事務局長が本件副委員長あてに派遣旅費に関する文書を提出する可能性は否定できない。

しかし、実施機関の説明によれば、本件副委員長は本件事務局長から文書を私的に受領した記憶はあるが、本件公開請求の対象文書として記載された内容の文書であったかどうか不明であり、本件副委員長が所有する私文書であることから、実施機関では管理していないとのことである。調査期間中に本件公開請求の対象文書として記載された内容の文書を実施機関が受領したのであれば、通常、調査に関する文書として、実施機関で管理するはずである。しかしながら、文書整理簿には本件副委員長文書を受領した旨の記載がないことから、本件副委員長文書を実施機関が管理していないことが推測される。

また、本件公開請求の請求書に記載されている特定の日に調査委員会が会議等を開催したという事実はなく、不服申立人は意見聴取においても、文書の存在を示す具体的な説明をしていない。

そして、特定の協会は、請求時点では文書の管理規程を整備しておらず、どのような文書が当該協会から発信されたか等は確認できないうえ、本件事務局長も既に退職していることから、真偽は確認できないと実施機関は説明しており、他に実施機関の説明に反する特段の事情は認められない。

以上のことからすると、本件副委員長文書を教育委員会では管理していないため存在しないとする実施機関の説明は、不合理であるとまではいえない。

イ 本件委員文書について

(ア) 本件委員文書について、いずれの委員も文書を受領したことはないことから、教育委員会では管理していないため、公開拒否した旨、実

施機関は説明している。

不服申立人は、国体旅費については不正が行われていたことは明らかになっているのであるから、本件行政文書を公開すべきである等主張している。

(イ) 調査委員会による調査は、執行伝票、領収書等の書類による確認及び本部役員等への聞き取りにより実施されたものである。また、調査委員会の調査において、調査委員会各委員が当該調査の対象者である競技団体役員に対して文書を提出させた事実はないと実施機関は説明しており、他に実施機関の説明に反する特段の事情は認められない。文書整理簿にも本件公開請求の対象文書に該当する文書を受領した旨の記載がない。

また、本件公開請求の請求書に記載されている特定の日に調査委員会が会議等を開催したという事実はなく、不服申立人は意見聴取においても、文書の存在を示す具体的な説明をしていない。

以上のことからすると、本件委員文書を受領していないため、教育委員会では管理していないとする実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 3 月 13 日	諮問
4 月 16 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5 月 18 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
5 月 23 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 11 月 17 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
12 月 6 日 (第 41 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子正史	同志社大学教授	部 会 員
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
玉巻弘光	東海大学教授	
千葉準一	東京都立大学教授	会長職務代理者
堀部政男	中央大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成17年2月7日現在)(五十音順)